

道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の2第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和 7 年 6 月 9 日

福 島 県 警 察 本 部 長

警 視 監 森 末 治



1 聴聞の期日

令和 7 年 6 月 26 日 午前 9 時 30 分開始

2 聴聞の場所

- (1) 福島県福島市町庭坂字大原1番地の1
福島県警察福島運転免許センター
- (2) 福島県会津若松市山見町248番地
福島県会津若松警察署

※ 福島県警察福島運転免許センターと福島県会津若松警察署をネットワークで接続し、オンラインによる聴聞を実施。

3 不利益処分の名あて人となるべき者

[illegible]

令和 7 年 6 月 9 日



令和 7 年 6 月 26 日 午前 9 時 30 分開始

(1) 福島県福島市町庭坂字大原1番地の1
福島県警察福島運転免許センター

- (2) 福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地
福島県いわき中央警察署

※ 福島県警察福島運転免許センターと福島県いわき中央警察署をネットワークで接続し、オンラインによる聴聞を実施。

3 不利益処分の名あて人となるべき者

[illegible]